

○大津町振興総合計画策定審議会設置条例

昭和45年3月24日

条例第13号

(設置)

第1条 大津町に大津町振興総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、大津町振興総合計画策定に関する事項について町長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、自ら町長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱した委員30人以内をもつて組織する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月4日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年6月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成4年9月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月25日条例第6号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月3日条例第2号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第5号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。